

運転者に対する一般的な指導・監督について

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣の告示「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年8月20日付国土交通省告示第1366号）」で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況、その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければなりません。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所で3年間保存しなければならないようになっておりますので、次の記載例及び指導・監督見本を参考に実施して下さい。

また、各季において交通安全運動の実施に伴う指導等の内容を記載していただくと、より一層充実した指導が出来るものと思われれます。